

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

坂祝町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 坂祝町地域

#### (1) 現況

本地域は、濃尾平野の平場地域で、区画整理された水田において稲作経営が行われている。国道バイパスの全線開通にともない、周辺農地の宅地化が進行していることから、優良農地の保全に努め、多面的な機能が効果的に発揮されるよう努めることが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)(以下「法」という。)第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	坂祝町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特記事項無し